

冷凍空調規格委員会
平成 25 年度 第 4 回 冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事録

1. 日 時 : 平成 25 年 11 月 12 日(火) 14:00~17:00
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 4 会議室
3. 出 席 : 委員: 福田主査、辻副主査、松浦、小田、澤柳、坂口、
三浦、桐生
KHK: 松本、飯沼、鈴木
4. 配付資料:
 - 資料 73 前回議事概要(案)
 - 資料 63Rev. 4 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 / 現行基準 対照表
 - 資料 74 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 (案)
 - 資料 75 冷凍空調装置の施設基準 (案) [アンモニアの施設編] 意見
まとめ
 - 資料 76 提案書

 - 参考資料 JIS 照度基準
 - 参考資料 照明の間引き対策実施のための手引き 東京都環境局 参考
資料
5. 定足数報告: 事務局から定足数を満たす旨報告があった。
6. 議事
 - (1) 前回議事概要の確認について
資料 73 に基づき、前回の議事概要を通読の後、承認された。
 - (2) 冷凍空調装置の施設基準 (アンモニア施設編) の作成について
 - 1) 資料 74 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 (案)
 - P6 用語の意味「2.10 移動式冷凍装置」の b) その他の移動式冷凍装置は、現状使用されているものはないが、今後出現することも考えられるので、変更前にもどすこととした。

- P7 「2.13 ブースタ」を変更前にもどすこととした。
- P10 4行目 “表1に建物の用途区分に応じた冷凍システムの選定を示し、”を削除し、なお書きの前にP13 5.1 a)の“冷凍装置に充てんする冷媒ガス量は、表1の建物の用途区分に応じた冷凍システムの様式及び冷凍設備の設置場所に応じたものであること。”を挿入することとした。
- P11 表2 冷凍システムの様式において、様式 b、c、e の「液ポンプ」を「ブラインポンプ」に、様式 d の「液ポンプ」を「液ポンプ、ブラインポンプ」に、様式 f の熱交換器 B に係る「液ポンプ」を「ブラインポンプ」に変更することとした。また、様式 f の熱交換部の「二次冷媒」を「ブライン」とすることとした。
- P12 4. 冷媒ガス配管の i) は、変更前にもどし、「i) 配管を建物の床に設置する場合は、・・・」とした。
- 4. 冷媒ガス配管の j) は、「j) 配管は、埋設しないこと。」に変更することとした。
- P13 4. 冷媒ガス配管の l) は、「l) 外径が 50 mm 以上の液配管、90 mm 以上のガス配管では、フランジ継手の接合部は、冷媒の漏えいが点検できるような措置を講ずること。」に変更することとした。
- P13 「5.1 冷凍装置を設置する位置」の b) を a) とし、下記のように変更した。
 - a) 冷凍装置を屋外の敷地境界線又は公道の近傍に設置する場合には、第三者が冷凍装置の圧縮機、冷媒ポンプ及び熱交換器等容器(以下「主要部」という。)並びに受電部に直接接触できないように、ケーシング(樹脂製又は鋼板等金属製のものをいう。以下同じ。)で外装すること。ただし、冷凍装置の主要部をケーシングで外装することができない場合にあっては敷地境界線又は公道から水平距離 3 m 以上隔離すること。なお、この距離が確保できない場合は、冷凍装置本体の高さ以上の保安上有効な障壁又は隔壁を設置すること。
- P13 「5.1 冷凍装置を設置する位置」の c) を b) とし、可燃性ガス施設編と整合を図ることとした。
- P14 「5.1 冷凍装置を設置する位置」の d) を c) とし、下記のように

変更した。

- c) 第一種製造者に係る冷凍装置は、消防法に定める指定数量以上の危険物を取り扱う製造所、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。）及び取扱所から 20 m 以上の距離をとること。（解説 3. 参照）

なお、「ただし、防火上有効な隔壁を設けた場合は、この限りでない。」の規定については、消防法又は高圧ガス保安法において、該当する規定がなければ、削除することとした。

- P17 表 4 冷凍装置の設置場所ごとの最低照度において、最低照度を下記のように変更した。

- ① 100 lx ② 150 lx ③ 100 lx ④ 150 lx ⑤ 70 lx ⑥ 70 lx
- ⑦ 70lx

- P22 5.10.2 除害剤の保有量の b) を下記のように変更した。

- b) 冷凍保安規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定するアンモニアを冷媒ガスとする製造設備のうち、散布式の除害設備又はスクラバー式の除害設備を保有するものにあつては、冷凍保安規則例示基準 14.除害のための措置の除害方式の区分と基準値によること。（解説 8. 参照）

- 資料 76 提案書の「照度について」及び「ボンベに対する冷媒の回収容量と充てんの限界」を解説に記述することとした。

以上